

学務部学生支援課 障害学生サポートルーム 専門支援者（期間業務）の募集

1. 職 種 専門支援者

2. 事業者名 国立大学法人群馬大学

3. 勤務場所 【雇入れ直後】

群馬大学理工学部内 障害学生サポートルーム（桐生キャンパス）

〒376-8515 群馬県桐生市天神町一丁目5番地1号

なお、雇入れ直後から週に1～2日の頻度で、以下の勤務場所で勤務する可能性があります。

群馬大学学務部学生支援課 障害学生サポートルーム（荒牧キャンパス）

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地

【変更の範囲】

変更なし

ただし、大学内の組織改編等により異動することがあります。

4. 勤務内容 【雇入れ直後】

専門支援業務（他の職員と分担をして業務に従事）

<業務の例>

- ・学生面談（障害の状況等の聞き取りと評価、支援内容の調整、記録作成）
- ・学生及び教職員との連絡調整
- ・来室者の受付対応、電話の受付
- ・情報保障等支援業務（パソコンテイク補助、支援機器の利用支援、字幕作成、視覚障害学生向けテキストデータ化等）
- ・学生相談窓口業務 など

【変更の範囲】

変更なし

5. 採用予定人数 1名

6. 学 歴 大学卒以上

7. 資 格 （1）学生の支援に意欲的に取り組めること
（2）ワード、エクセル等を用いて文書作成や簡単な表計算ができること
（3）発達障害や精神障害のある人を対象とした対人援助の実務経験があること
（4）心理系資格（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士）、社会福祉士、精神保健福祉士、特別支援教育士等、上記勤務内容に関連した資格を有していることが望ましい

8. 身 分 非常勤（期間業務教職員）

9. 雇用期間 2026（令和8）年12月1日以降の勤務可能日から2027（令和9）年3月31日
※採用日は相談に応じます。

※任期は年度契約で、大学が認めた場合更新することができます。

※最長雇用期限：採用日から5年間

【更新の判断基準】

- ・契約期間満了時の業務量により判断する
- ・労働者の勤務成績、勤務態度、健康状態により判断する

- ・労働者の能力により判断する
- ・予算の多寡により判断する
- ・従事している業務の進捗状況により判断する

10. 試用期間 なし
11. 勤務時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分（休憩60分間含む）
1日7時間45分 週5日38時間45分勤務
12. 給与手当 国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則による
【給与】 日給15,033円～16,582円 ※賞与・退職手当相当額を含む
本学非常勤教職員就業規則に基づき学歴・職務経験を考慮し日給を決定
（毎月末締の翌月21日払）
【手当】 通勤手当（通勤2km以上の交通機関利用者及び自家用車等利用者に限る）
超過勤務手当（時間外労働を命ぜられた場合）、住居手当
13. 休日等 土曜・日曜・祝日、年末年始（12／29～翌年1／3）、年次有給休暇あり
14. その他の労働条件 時間外労働あり、社会保険・雇用保険・労災保険に加入
15. 選考方法 書類選考の上、面接を実施します。
16. 応募締切 2026（令和8）年11月20日（金）12時必着
※応募者多数の場合、早期に募集を締め切ることがあります。
17. 面接日 書類選考後、面接対象者に追って連絡します。
18. 面接結果 採用内定は電話にて連絡、不採用は文書（又はメール）にて通知します。
19. 応募方法
履歴書（市販のもので可、写真貼付、メールアドレス明記）及び職務経歴書を送付してください
（持参も可）。
20. 応募書類送付先
群馬大学学務部学生支援課
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地
※封筒に「障害学生サポートルーム 専門支援者（期間業務）応募」と記載
21. 問い合わせ先
学務部学生支援課 TEL：027-220-7136
22. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）
23. その他 提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。
正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
なお、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
※定年制 有
（65歳に達した日以降における最初の3月31日まで。
ただし、生年月日が以下に掲げる期間の区分に該当する教職員は、それぞれ以下に
掲げる年齢に達した日以降における最初の3月31日まで。
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生 63歳

昭和41年4月2日～昭和42年4月2日生 64歳)